
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **金融資産の条件変更に関する開示 (IFRS 第 7 号第 35J 項等)**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、ステップ 2 を採用する金融機関を対象とした会計基準の開発におけるこれまでの審議において IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)の定めを取り入れないとした項目のうち、開示(注記事項)に関して個別に検討すべきとの意見が聞かれた金融資産の条件変更に関する開示(IFRS 第 7 号「金融商品：開示」(以下「IFRS 第 7 号」という。)第 35J 項等)の取扱いに関する ASBJ 事務局の提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。
2. なお、ステップ 4 では議論の展開次第で別途検討を行う。また、ステップ 5 に関連する開示についてはステップ 5 において検討する。さらに、連結財務諸表における注記と単体財務諸表における注記の関係については別途検討する。

II. 本論点を取り上げる理由

3. 第 502 回企業会計基準委員会(2023 年 5 月 29 日開催)、第 504 回企業会計基準委員会(2023 年 6 月 26 日開催)、第 200 回金融商品専門委員会(2023 年 5 月 24 日開催)及び第 202 回金融商品専門委員会(2023 年 6 月 20 日開催)(以下「第 502 回企業会計基準委員会等」という。)では、ステップ 2 を採用する金融機関における開示(注記事項)に関する基本的な方針等(以下「注記に関する基本的な方針」という。詳細は、資料(1)参照。)について審議し、特段の異論は聞かれなかった。
4. 注記に関する基本的な方針では、IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとした項目については、原則として IFRS 第 7 号の開示に関する定めを取り入れないとしつつ、必要に応じて個別に検討を行うとしていた。ここで、第 502 回企業会計基準委員会等では次の意見が聞かれた。
 - (1) 条件変更について、IFRS 第 9 号の定めを取り入れないため開示に関する定めを取り入れないとしているが、条件変更に関する情報は重要であり、現行実務においても銀行等では銀行法施行規則等に基づく開示が行われているため、これらの情報と IFRS 第 7 号の開示との関係を整理する必要があると考える。

5. これを受けて、本資料では、金融資産の条件変更に関する開示について IFRS 第 7 号の定めを取り入れるかどうか等に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しする。

III. 会計基準の定めの確認

(IFRS 基準における定め)

6. IFRS 第 7 号では、金融資産の条件変更に関連する開示要求として、次の定めが置かれている。

(IFRS 第 7 号第 35J 項)

認識の中止を生じない金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローの条件変更の内容及び影響と、そうした条件変更が予想信用損失の測定に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするため、企業は以下を開示しなければならない。

- (a) 当期中に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定していた間に契約上のキャッシュ・フローの条件変更が行われた金融資産について、条件変更前の償却原価及び認識した条件変更による正味の利得又は損失
- (b) 当初認識以降に損失評価引当金が全期間の予想信用損失で測定されていた時に条件変更され、当報告期間中に損失評価引当金が 12 か月の予想信用損失に等しい金額に変化した金融資産について、報告期間の末日現在の総額での帳簿価額

(IFRS 第 7 号第 35F 項(f))

IFRS 第 9 号の 5.5.12 項¹の金融資産の契約上のキャッシュ・フローの条件変更に関する要求事項をどのように適用したのか(企業が以下のことを行う方法を含む)

¹ IFRS 第 9 号 5.5.12 項では、次の定めが置かれている。

「ある金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローが再交渉又は条件変更されていて、当該金融資産の認識の中止が行われなかった場合には、企業は、5.5.3 項に従って当該金融商品の信用リスクの著しい増大があったかどうかを、次の両者を比較することによって評価しなければならない。

(a) 報告日における債務不履行発生リスク(条件変更後の契約条件に基づく)

- (i) 損失評価引当金が全期間の予想信用損失に等しい金額で測定されていた間に条件変更された金融資産に係る信用リスクが、損失評価引当金が IFRS 第 9 号の 5.5.5 項に従って 12 か月の予想信用損失に等しい金額で測定されるところまで戻る程度に改善したという判断
- (ii) 上記(i)の要件に該当する金融資産に係る損失評価引当金が、どの程度、その後に IFRS 第 9 号の 5.5.3 項に従って全期間の予想信用損失に等しい金額で再測定されるのかの監視

(IFRS 第 7 号 B8B 項)

財務諸表利用者が企業の債務再編及び条件変更の方針を評価する助けとするため、第35F項(f) (ii)では、過去に第35F項(f) (i)に従って開示した金融資産に係る損失評価引当金が、どの程度、その後においてIFRS第9号の5.5.3項に従って全期間の予想信用損失に等しい金額で測定されているのかを企業がどのように監視しているのかに関する情報の開示を要求している。条件変更された金融資産の信用リスクのその後の増大を財務諸表利用者が理解するのに役立つ定量的情報には、第35F項(f) (i)の要件に該当する条件変更された金融資産のうち損失評価引当金が全期間の予想信用損失に等しい金額で測定される状態に戻ったもの（すなわち、悪化率）に関する情報が含まれる場合がある。

7. 国際会計基準審議会（IASB）は、前項の規定を設けた背景として、条件変更された後に信用度が改善した金融資産の金額の理解が可能となる情報を求める財務諸表利用者の要望を踏まえたものであると説明している（IFRS 第 7 号 BC48Y 項）。また、IASB の考えとして、IFRS 第 7 号第 35F 項(f)の開示要求事項は、企業が条件変更及び債務再編を通じて信用リスクをどのように管理しているかの理解を高めるであろうと述べられている（IFRS 第 7 号 BC48I 項）。
8. さらに、IASB は、IFRS 第 9 号における条件変更のガイダンスは、条件変更の理由を問わず、契約上のキャッシュ・フローのすべての条件変更に適用されるとした上で、IFRS 第 7 号第 35K 項における開示は契約上のキャッシュ・フローのすべての条件変更に適用されると説明している（IFRS 第 7 号 BC48Z 項）。

(b) 当初認識時における債務不履行発生リスク（当初の条件変更前の契約条件に基づく）」

(日本基準における定め)

9. 金融商品会計基準等²では、金融資産の条件変更に関する開示要求事項は定めていない。ただし、銀行等金融機関では、銀行法等に基づき決算公告のための財務諸表において、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロで定める次の項目（以下(1)から(4)を合わせて「銀行法及び再生法に基づく債権」という。）の額及びこれらの合計額を注記することが要求されている（銀行法第20条、銀行法施行規則第19条、銀行法施行規則別紙様式第8号の2など）³。
- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 - (2) 危険債権
 - (3) 三月以上延滞債権
 - (4) 貸出条件緩和債権
10. 前項(4)の貸出条件緩和債権について、銀行法施行規則では、前項(1)から(3)に該当するものを除く「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」と定められており、金融庁が公表する監督指針や貸出条件緩和債権 Q&A 等において詳細な取扱いが示されている。

IV. ASBJ 事務局による分析

11. 注記に関する基本的な方針では、ステップ2を採用する企業を対象とした会計基準の開発におけるこれまでの審議において、IFRS 第9号の定めを取り入れないとした項目については、当該項目に関連する開示に関する IFRS 第7号の定めを取り入れないことを原則としている。
12. この点、本資料第4項のとおり、第502回企業会計基準委員会等では、条件変更に関する情報は財務諸表利用者にとって有用であり、関連する IFRS 第9号の定めを

² 本資料では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

³ 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年1月24日 内閣府令第3号）により、銀行法等における「リスク管理債権」の区分等は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律において開示が求められている「再生法開示債権」の区分等に合わせるように見直しが行われ、「銀行法及び再生法に基づく債権」に名称が改正されている。

取り入れないとしても、現行実務において銀行等金融機関が開示している条件変更に関連する情報と IFRS 第 7 号の開示との関係を整理した上で、条件変更に関する開示について改めて検討する必要があるといった趣旨のご意見が聞かれている。

13. このご意見を踏まえ、以降では次の観点から分析を行う。

(1) 条件変更に関連する IFRS 第 7 号の定めを取り入れるかどうか

(2) 銀行等金融機関において要求されている条件変更に関連する開示（以下「銀行法及び再生法に基づく債権に関する開示」という。）を取り入れるかどうか

(条件変更に関連する IFRS 第 7 号の定めを取り入れるかどうか)

14. 現行の日本基準では、金融資産の条件変更に関する開示の定めは設けられていない。また、銀行等金融機関では、決算公告のための財務諸表において銀行等施行規則等で定められた銀行法及び再生法に基づく債権に関する開示が要求されているものの、金融資産の条件変更に関する IFRS 第 7 号の開示要求事項と同水準の開示は要求されていない。

15. このため、条件変更に関連する IFRS 第 7 号の定めを取り入れるかどうかについて、次の IFRS 第 7 号における条件変更に関する開示項目ごとに分析を行う。

(1) IFRS 第 7 号第 35J 項 (a) の開示要求事項

当期中に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定していた間に契約上のキャッシュ・フローの条件変更が行われた金融資産について、条件変更前の償却原価及び認識した条件変更による正味の利得又は損失

(2) IFRS 第 7 号第 35J 項 (b) の開示要求事項

当初認識以降に損失評価引当金が全期間の予想信用損失で測定されていた時に条件変更され、当報告期間中に損失評価引当金が 12 か月の予想信用損失に等しい金額に変化した金融資産について、報告期間の末日現在の総額での帳簿価額

(3) IFRS 第 7 号第 35F 項 (f) の開示要求事項

IFRS 第 9 号の 5.5.12 項の金融資産の契約上のキャッシュ・フローの条件変更に関する要求事項をどのように適用したのか

IFRS 第7号第35J項(a)の開示要求事項

16. IFRS 第7号第35J項(a)は、IFRS 第9号の条件変更に関するガイダンスを適用した上で認識の中止を伴わない金融資産について、IFRS 第9号第5.4.3項の定めに従い認識した条件変更による利得又は損失（キャッチアップ損益）及び条件変更前の償却原価の金額の開示を要求している。
17. この点、条件変更に関するIFRS 第9号第5.4.3項の定めを取り入れない場合には、開示すべき対象であるキャッチアップ損益の認識が求められないため、関連する条件変更前の償却原価の金額の開示も含めてIFRS 第7号第35J項(a)の開示要求事項について取り入れないことが考えられる。

IFRS 第7号第35J項(b)の開示要求事項

18. IFRS 第7号第35J項(b)は、IFRS 第9号の条件変更に関するガイダンスを適用した上で認識の中止を伴わない金融資産のうち、損失評価引当金が全期間の予想信用損失で測定されていた時に条件変更され、損失評価引当金が12か月の予想信用損失に等しい金額に変化した金融資産について、報告期間末日における総額での帳簿価額を開示することを要求している。
19. 当該開示要求事項について、IASBは、条件変更された後に信用度が改善した金融資産の金額の理解が可能となる情報を求める財務諸表利用者の要望を踏まえたものであると説明していること（本資料第7項）を踏まえると、当該開示要求事項を取り入れることは一定程度有用であるとの考え方もある。
20. しかしながら、「条件変更及び認識の中止」に関するIFRS 第9号の定めについて、当面の間、取り入れないこととした場合、開示のトリガーである条件変更が会計基準において定義されていないこととなる。このような状況において、仮に条件変更に関する開示を要求するとした場合、条件変更に該当するかどうかを企業が判断することになるため、比較可能性に関する課題が生じることになると考えられる。
21. また、損失評価引当金が全期間の予想信用損失から12か月の予想信用損失に変化した貸付金等については、IFRS 第7号第35H項の金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表の開示のために把握されていると考えられるが、このうち、変化の原因が企業が定義した条件変更であるものを抽出するには、個別に条件変更前と条件変更後の貸付金等の情報を紐づけて開示するための情報を新たに作成することが必要となり、一定のコストが生じることが考えられる。
22. さらに、条件変更により損失評価引当金が全期間の予想信用損失から12か月の予

想信用損失に変化するの、信用リスクに応じて金利を上昇させた局面である。この点、我が国の銀行等金融機関の融資実務において条件変更を行うのは、信用リスクの悪化に伴い金利の減免や回収期間の延長を行う局面の方が多いと考えられるため、当該開示要求事項が想定している局面は必ずしも多くないと考えられる。

23. 本資料第 20 項から第 22 項を踏まえると、当該事項について開示を要求することはコストが便益を上回る可能性があると考えられる。このため、IFRS 第 7 号第 35J 項 (b) の開示要求事項についても取り入れないことが考えられる。

IFRS 第 7 号第 35F 項 (f) の開示要求事項

24. IFRS 第 7 号第 35F 項 (f) は、IFRS 第 9 号の条件変更に関するガイダンスを適用した上で認識の中止を伴わない金融資産について、条件変更後における金融資産の信用リスクの著しい増大の判定に関連する情報を開示することとされている。また、当該開示では、条件変更による信用リスクの改善の判断及び信用リスクが改善した金融資産のその後の監視（モニタリング）に関する情報を開示することが求められている。
25. 当該開示要求事項について、IASB は、企業が条件変更及び債務再編を通じて信用リスクをどのように管理しているかの理解を高めるであろうと説明しており（本資料第 7 項）、これを踏まえると、当該開示要求事項を取り入れることは一定程度有用であるとの考え方もある。
26. しかし、当該開示要求事項は IFRS 第 7 号第 35J 項 (b) の開示要求事項に関連するものであり、本資料第 23 項に記載した理由から IFRS 第 7 号第 35J 項 (b) の開示要求事項について取り入れない場合、当該開示要求事項についても取り入れないことが考えられる。

(銀行法及び再生法に基づく債権に関する開示を取り入れるかどうか)

27. 銀行法及び再生法に基づく債権に関する開示は、規制当局が規制業種である銀行等金融機関の監督を目的として定めているものであり、条件変更に関する情報開示を目的としたものではないと考えられる。当該開示は IFRS 第 7 号における開示要求事項とは重複していないため会計基準に取り込めないことが考えられ、また、銀行法等で当該開示を引き続き求めるかどうかについては規制当局において検討されると考えられる。

V. ASBJ 事務局の提案

28. 上述の検討を踏まえ、金融資産の条件変更に関する IFRS 第 7 号の定めは取り入れないことが考えられるかどうか。また、銀行法及び再生法に基づく債権に関する開示についても、会計基準に取り入れないことが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第 11 項から第 28 項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上